

輸出に係る環境汚染防止措置
及び資力保証に関する審査について

平成29年10月
経済産業省・環境省

検討事項

- (1) 輸出先での環境汚染防止措置の確認について
- (2) 資力の保証に係る確認について

バーゼル法改正における対応

【現状・課題】

- 環境大臣は、輸出承認前に、途上国の輸出先の環境汚染防止措置を確認しているが、その確認事項は、法律上明確化されていない。（先進国向けの輸出については、環境大臣の確認対象となっていない）
- 近年、韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出が増加している中、平成28年6月、韓国における使用済鉛蓄電池の不適正処理事案が発生。輸出先で環境上適正な措置がなされないおそれがある場合は、よりの確な審査を行う必要性が高まっている。

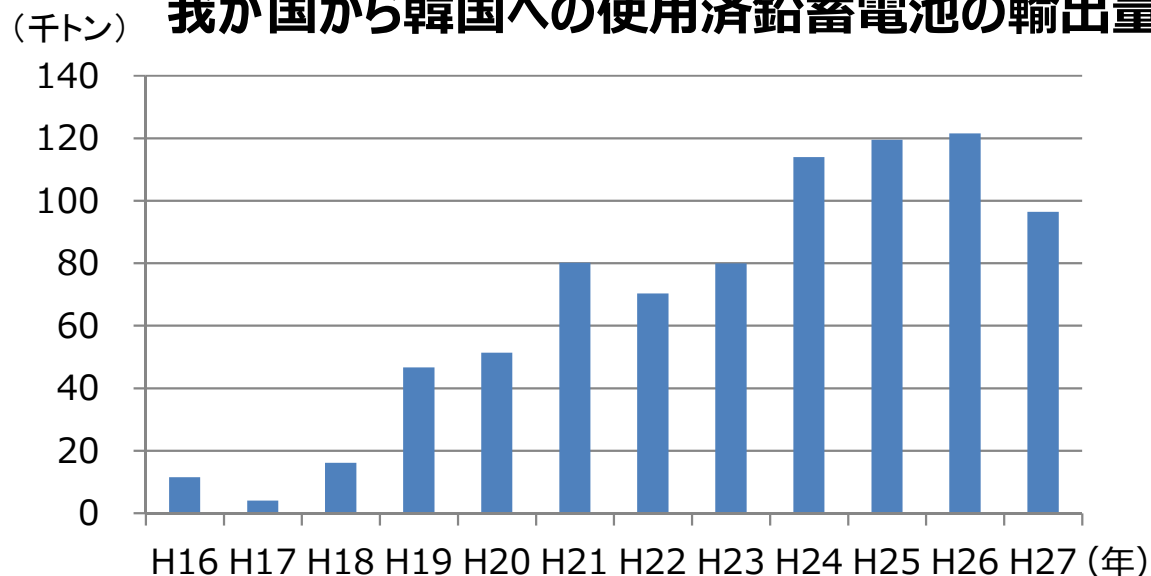


輸出先での環境汚染を予防

【法改正事項】

- 輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による**確認事項を法的に明確化**。（法第4条第3項）
* 使用済鉛蓄電池については別途、省令改正により、先進国向けの輸出であっても環境大臣による確認対象とした。

我が国から韓国への使用済鉛蓄電池の輸出量



環境大臣の確認事項（例）

- 処理施設の構造
 - 環境関連規制の遵守状況
 - 排ガス・排水対策等の環境保全対策 等
- * 以上の確認に当たっては、現地調査等も適宜実施

使用済鉛蓄電池



バーゼル法の改正後の条文

(輸出の承認)

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁その他の環境汚染、（以下単に「環境汚染」という。）を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出については、前項の承認の申請があつたときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があつたときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境省令で定める環境汚染を防止するため必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定により環境汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

※傍線は、今回の改正部分

輸出先での環境汚染防止措置の確認

輸出	OECD加盟国向け			OECD非加盟国向け	
	最終処分目的	再生利用等目的		最終処分目的	再生利用等目的
		鉛蓄電池	鉛蓄電池以外		
環境大臣の確認の有無	○	○	×	○	○

これまで環境大臣の確認は、法第3条及びそれに基づく告示に規定する基本的事項を基に実施してきた。

バーゼル法

(基本的事項の公表)

第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び条約以外の協定等（以下「条約等」という。）の目的確かかつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的事項

二～四 (略)

バーゼル法第三条に基づく基本的事項 告示

第一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的事項

2 環境の保全上適正な輸出及び輸入

- (1) 次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等の輸出及び輸入（経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）に基づき規制を行うことが必要なものを除く。）は、条約の定めるところにより、環境の保全上適正なものとは認められないこと。
イ 特定有害廃棄物等の輸出については、

- ⑦ 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等を環境の保全上適正に運搬及び処分する能力を有しており、かつ、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準及び条約第四条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実にあると認められること。

現行の輸出承認基準について

外為法に基づく輸出注意事項において、OECD非加盟国向け輸出においては下記の承認基準と提出書類を定めている。

承認基準		提出書類
廃棄物処理法の取り扱い	廃棄物である場合は、環境大臣による輸出の確認を受けていること。	廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸出の確認書
輸出の理由	次のいずれかに該当すること。 イ 我が国において処分が困難な場合。 ロ 輸出先国において再生利用産業の原材料として必要とされている場合。	申請の理由に関する次の書類 各 1 通 i 我が国において処分が困難と判断した根拠を示した書類 ii 輸出先国において再生利用産業の原材料として必要とされている宣言書
輸出先国の状況	条約の非締約国への輸出でないこと。	(輸出先国の国名によって判断)
	南緯 60 度以南の地域における処分のための輸出でないこと。	(輸出先国の国名によって判断)
	輸入国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。	(相手国からの同意によって判断)
輸入国等の同意	輸出について輸入国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。	(相手国からの同意によって判断)
契約の確認	環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約につき我が国が輸入国から確認を得ていること。	申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類 1 通
保障・経理的能力	保険、供託金若しくはその他の保証が必要な場合に措置を講じていること。	保険、供託金若しくはその他の保証を講じたことを証明する書類 1 通
	(上記以外) 特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。	次の書類 各 1 通 i 申請者にとっては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積もり等を示す書類 ii 運搬者又は処分者にとっては、資本金、売上高等に関する書類
環境大臣の確認	環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。	ホ 排出に関する次の書類 1 通 排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程 ハ 処分に関する次の書類 各 1 通 i 処分のための施設の種類の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績 ii 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書 iii 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類 iv 特別な取扱いの指示 ト 輸入国の処分に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各 1 通 i 輸入国における環境関連規制の遵守の状況 ii 大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策等の環境保全対策 iii その他の環境保全上の対策であって、環境保全上適正な方法で処分されると処分者が評価している根拠となる情報 チ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類各 1 通 i 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類 ii 条約付属書 I 及び II の該当する Y 番号、条約付属書 III の該当する H 番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分
その他	その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。	(必要に応じて)

廃棄物処理法に基づく輸出の確認においても、バーゼル法の基本的事項告示と同様の内容を確認している。

廃棄物処理法

第十条 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

一、二 (略)

三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)を下回らない方法により処理されること
が確実であると認められること。

四 (略)

廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等 通知

第二 適合性の確認について

3 輸出に係る廃棄物が処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると求められること

(1) 適合性の確認

① 予定される収集運搬及び処分(再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。)の方法が法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準若しくは法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準(以下「廃棄物処理基準」という。)に適合すること又は廃棄物処理基準と同等以上と認められる輸出の相手国の基準に適合すること。

② 予定される収集運搬及び処分(再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分並びにこれらに伴って生ずる排ガス及び排水の処理を含む。)が輸出の相手国の環境法令に適合し、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に適合する環境上適正な処理であること。

- 審査基準の明確化に際しては、運搬者及び処分者が相手国内の法令を適正に遵守していることをまず大前提とする。
- 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の処分を環境の汚染を防止する上で適正に完遂することができる経理的な基礎を有していることを確認する。
- 現行の基本的事項告示において、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実であると認められることを審査の基本的な考え方とされているところであり、この考え方を踏襲する。
- なお、廃棄物処理法においても、輸出に係る廃棄物が我が国における廃棄物処理における処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められることという基準のもとに審査基準が定められており、輸出先国での不適正な処理を防ぐと言う観点では同様であり、これらと整合性をもった基準とすることが適当。

輸出先での環境汚染防止措置の確認基準（案）

確認基準及び提出書類等のイメージ

確認基準	詳細な判断基準	提出書類
運搬者及び処分者が輸出先国の環境法令を適正に順守していること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行うに際して輸出先国で必要な許可等を受けていること。 ● 運搬者及び処分者が輸出先国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。 ● 過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運搬者及び処分者の輸出先国での必要な許可等を証する書類 ● 左記に該当する法令違反を行っていないことを、運搬者及び処分者が宣誓した書類
運搬者及び処分者が輸出される特定有害廃棄物等の運搬、処分を環境の汚染を防止する上で適正に実施するために必要な経理的基礎を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定有害廃棄物等の処分を行う施設が、特定有害廃棄物等の性状及び量に応じて環境の汚染を防止する上で適正に処分を行うために必要な経理的基礎を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運搬者及び処分者の資本金、売上高に関する書類
特定有害廃棄物等の運搬及び処分が我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を下回らないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分の一連の過程において必要な飛散流出防止対策がなされていること。 ● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分の一連の過程において、環境の保全上問題となる程度に騒音、振動、悪臭を発生しないこと。 ● 処分を行う施設の処理能力が、輸出される特定有害廃棄物等の量に対して、十分な能力を有していること。 ● 処分を行う施設が、輸出される特定有害廃棄物等の処分を行うに際し、我が国において求められる環境の保全上の観点から求められる水準に適合するために必要な構造等を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定有害廃棄物等の発生工程及び性状がわかる資料 ● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分に関して遵守すべき輸出先国の法令の内容がわかる書類 ● 処分を行う施設の種類、構造、設置場所、施設周辺の状況、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画過去の実績がわかる書類 ● 処理施設が我が国において求められる環境の保全上の観点から求められる水準に適合することを確認するために必要な書類
バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準を下回らないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ● 運搬及び処分が、バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準に適合すると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運搬及び処分が、バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準に適合すると確認するために必要な書類
特定有害廃棄物等の運搬及び処分の処分に伴い生じる排ガス、排水及び残さの処理が我が国において環境の保全上の観点から求められる水準に適合すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 排ガス、排水及び残さの処理が、我が国において求められる水準と同等以上の水準で行われると認められること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染防止、水質汚濁防止及び残さの処理に関して遵守すべき輸出先国の法令の内容がわかる書類 ● 処分施設における排ガス、排水及び残さ中の有害物質濃度等のデータ ● 環境上適正に排ガス、排水及び残さの処理を行う設備の構造、処理方法、処理能力がわかる資料
その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていること。	<ul style="list-style-type: none"> ● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていることがわかる書類

※上記内容の確認においては、必要に応じて相手国政府の確認を求めることとする

また、廃棄物処理法における審査と二重手続の解消をはかるため、廃棄物処理法に基づく確認を経ている場合には、上記書類の提出を不要とする（廃棄物処理法の輸出確認の基準も必要な改正を検討する）。

検討事項

- (1) 輸出先での環境汚染防止措置の確認について
- (2) 資力の保証に係る確認について

バーゼル条約における再輸入等の義務

バーゼル条約は、事前に輸出先国から同意を得た条件に従って輸出が行われない場合や、不法取引となる場合には、原則として輸出者が引き取ることを義務付けている。

このためバーゼル法において、上記の場合には経済産業大臣及び環境大臣が輸出者等に対して、特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置をとるべきことを命ずることができるようになっている。

バーゼル条約

第八条 再輸入の義務

この条約の規定に従うことを条件として関係国の同意が得られている有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が、契約の条件に従って完了することができない場合において、輸入国が輸出国及び事務局に対してその旨を通報した時から九十日以内に又は関係国が合意する他の期間内に当該有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処分されるための代替措置をとることができないときは、輸出国は、輸出者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を輸出国内に引き取ることを確保する。このため、輸出国及び締約国である通過国は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出国への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。

第九条 不法取引

2 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、輸出国に当該不法取引が通報された時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、当該有害廃棄物又は他の廃棄物に関し次のことを確保する。

- (a) 輸出者若しくは発生者若しくは必要な場合には輸出国が自国に引き取ること又はこれが実際的でないときは、
- (b) この条約の規定に従って処分されること

現行の資力の確認

特定有害廃棄物等の運搬及び処分が適正に行われず、再輸入又は代替措置により適正に対処することは輸出者の責務であるため、輸出者の資力の保証という観点で、現行制度においては、輸出者の経理的な能力を有していることを外為法に基づく輸出承認の要件としている。

外為法に基づく輸出承認基準及び提出書類

輸出承認基準	提出書類
輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。	輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類 各1通
輸入国又は条約の締約国である通過国が当該保証を義務付けない場合にあっては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的な能力を有していること。	申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類（申請日の前年度のもの）各1通 i 申請者にあっては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積もり等を示す書類 ii 運搬者又は処分者にあっては、資本金、売上高等に関する書類

課題 現行制度においては、上記のように輸出者の経理的な能力を有していることに関する書類の提出は求めているが、実際に問題が起きた際に必要となる資力（金額）の考え方が示されていない。

- EUにおいては、廃棄物運搬規則第6条に基づき、有害廃棄物の輸出に際し、当該有害廃棄物の運搬及び処分、90日分の保管に係る費用を補填する資力保証又はこれに相当する保険が要求される。
- 資力保証又はこれに相当する保険は、下記の場合に生じる費用の補填を意図している。
 - ① 運搬又は処分を計画どおりに行うことが困難となった場合
 - ② 運搬又は処分が不法に行われた場合
- EUにおいて、具体的な金額算定方法は、各国がそれぞれ定めているが、概ね運搬及び処分、保管に必要な費用の和に、安全係数を掛け合わせる考え方が一般的である。
- 我が国においても、再輸入の義務等が生じた場合に、輸出者が貨物を我が国に引き取ることができることを担保するため、上記の考え方を参考に、必要な費用が輸出者において確保されていることを、銀行保証、保険又はその他の書類により確認することとしてはどうか。

我が国においても次の式で算出される費用が輸出者において確保されていることを確認することとしてはどうか。

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) * Q * F$$

FG：資力保証の金額

C_T ：運搬単価（輸出先国から我が国への1 t 当たりの運搬費用）

C_{RD} ：処分単価（我が国処分施設での1 t 当たりの処分費用）

C_S ：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1 t 当たりの90日分保管費用）

Q：輸出特定有害廃棄物等の量〔t〕

F：安全係数（=1.2）

（※1）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0円として計算する。

（※2）上記の運搬、処分及び保管に係る単価については、輸出者が見積書を示し、その算出根拠を示すこととする。

前述の考え方に基づき、下記のように輸出承認基準を見直してはどうか。

見直し後の輸出承認基準及び提出書類のイメージ

輸出承認基準	提出書類
<p>申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。</p>	<p>申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有することを証する次の書類 各 1 通</p> <ul style="list-style-type: none"> i 資金調達方法、貸借対照表、損益計算書 ii 次の計算式で算出される費用に関する見積もり等を示す書類 <p>【計算式】（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> iii 上記 ii に示される費用を支払うことができることを証する銀行保証、保険又はその他の書類
<p>輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。</p>	<p>輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類 各 1 通</p>